

離婚手續のご案内

窓口にお越しの際は、共通でご用意いただくもののほか、該当するそれぞれの手續に必要なものをお持ちください。手續によってはマイナンバーが必要です。

ご用意いただくもの（共通）

- 認印（スタンプ印は不可）
- 本人確認書類
 - ・写真付きのものは1点 … 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きでないものは2点 … 被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳、年金証書など
- マイナンバーカード 又は 通知カード（お持ちの場合）

出先機関のご案内

※出先機関については、取次となる場合があります。

- ◆総合センター（牟礼、香川、勝賀、国分寺）
- ◆支所（塩江、庵治、香南、山田）
- ◆出張所（市内20か所）
- ◆市民サービスセンター（瓦町駅ビル8F I KODE 瓦町）

市役所での手続一覧

※詳細は、受付窓口で確認してください。

市民SC：市民サービスセンター

項目	内容 必要なもの（共通以外）	受付窓口（市外局番：087）	
		本庁舎	出先機関
住民登録			
<input type="checkbox"/> 離婚届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出後、戸籍、住民票の反映に1週間程度かかります。 ・裁判離婚の場合、確定の日から10日以内に届出 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 離婚届書 ※裏面参照 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本籍が高松市の場合は不要） <input type="checkbox"/> 離婚届書に押印した印鑑（来られる方） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 1階 3番窓口 ☎ 839-2282 ・守衛室 (閉庁時間帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・出張所【取次】
<input type="checkbox"/> 住民異動届	<ul style="list-style-type: none"> ・住所を変更する場合は、住み始めた日から14日以内に届出 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 転出証明書（市外から異動の場合） <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合） <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書（外国人の場合） 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・出張所【取次】 ・市民SC【取次】
<input type="checkbox"/> 世帯主変更	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主を変更する場合、手続が必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合） 	市民課 1階 4番窓口 ☎ 839-2282	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> ・姓、住所が変更になる場合、手続が必要 ・原則、本人又は同一世帯員が手続可能 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 暗証番号 		
<input type="checkbox"/> 旧姓併記	<ul style="list-style-type: none"> ①離婚前の姓を住民票等に記載する場合、手続が必要 ②登録している旧姓を変更する場合、手続が必要 ③登録している旧姓を削除する場合、手続が必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 併記希望の旧姓が記載されている戸籍謄本から現在戸籍に至る全ての戸籍謄本等(①の場合) <input type="checkbox"/> 離婚後の戸籍謄本等(②の場合) 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ・姓に変更がない場合、手続不要 ・姓に変更があり、登録印に変更前の姓が含まれている場合、新規登録手続が必要 ・旧姓の印鑑登録を希望する場合、写真付本人確認書類を持参できない場合、代理人による申請の場合はご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合） 	市民課 1階 5番窓口 ☎ 839-2282	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・出張所【取次】

項目	内容 必要なもの（共通以外）	受付窓口（市外局番：087）	
		本庁舎	出先機関
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> 姓、住所が変更になる場合、手続きが必要 原則、本人又は同一世帯員が手続き <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暗証番号 	マイナンバーカード 交付・更新会場 12階 ☎ 839-2287	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所
<input type="checkbox"/> 電子証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 姓、住所が変更になる場合、e-taxなどに使う署名用電子証明書が失効するので、手続きが必要 原則、本人が手続き <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暗証番号 		
<input type="checkbox"/> 本人通知制度の登録変更	<ul style="list-style-type: none"> 本籍地を市外から市内へ変更した場合、手続きが必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合） 	市民課 1階 2番窓口 ☎ 839-2282	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所

国民年金の加入・受給者

<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者は手続き不要 ※姓が変更になる場合は、年金手帳の氏名変更欄をご自身で記載（納付書はそのまま使用可能） 受給者は住所変更手続きが必要な場合があります。 第2号、第3号被保険者は勤務先等で確認 第3号被保険者は、第1号へ切替手続きが必要な場合があります。 	市民課 1階 6番窓口 ☎ 839-2322	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所【山田は取次】 出張所【取次】
----------------------------------	---	------------------------------	--

国民健康保険

<input type="checkbox"/> 氏名・住所等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 姓、住所、世帯主に変更がある場合、手続きが必要 保険料の再計算が必要になる場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの場合） 	国保・高齢者医療課 1階 10番窓口 ☎ 839-2311	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所【取次】 市民 SC【取次】
<input type="checkbox"/> 加入・資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険から他の保険に加入する場合、新しい保険証ができてから資格喪失の手続き ② 他の保険から国民健康保険に加入する場合、加入手続き <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（①の場合） <input type="checkbox"/> 新しい健康保険被保険者証（①の場合） <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書（②の場合） 		

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 離婚届出後、姓、住所に変更がある場合、新しい被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証は、後日郵送されます。 旧の被保険者証等は、新しい証が届いてから返納又はご自身で破棄してください。 	国保・高齢者医療課 1階 9番窓口 ☎ 839-2315	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所 市民 SC
----------------------------------	--	------------------------------------	--

介護保険被保険者証をお持ちの方

<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 離婚届出後、姓、住所に変更がある場合、新しい被保険者証、負担割合証、各種減免認定証は、後日郵送されます。 旧の被保険者証等は、新しい証が届いてから返納してください。 	介護保険課 1階 27、28番窓口 ☎ 839-2326	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所 市民 SC
----------------------------------	---	---------------------------------------	--

障がいのある方

<input type="checkbox"/> 身体障害者、療育、精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> 姓・住所が変更になる場合、手続きが必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） 	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所（山田を除く）
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> 姓、住所が変更になる場合、手続きが必要 受給者、保護者が変更になる場合、手続きが必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険被保険者証（健康保険が変更になる場合） 		

項目	内容		受付窓口（市外局番：087）	
	必要なもの（共通以外）		本庁舎	出先機関
<input type="checkbox"/> 障害者医療証、後期高齢障害者受給資格者証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓が変更になる場合、手続きが必要 ・ 住所を変更した方で、住所記載のある医療証、受給資格者証をお持ちの場合、手続きが必要 ・ 受給者の保護者が変更になる場合、手続きが必要 <input type="checkbox"/> 障害者医療証 <input type="checkbox"/> 後期高齢障害者受給資格者証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険被保険者証（健康保険が変更になる場合）	障がい福祉課 2階 23 番窓口 ☎ 839-2333	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センター ・ 支所（山田を除く） ・ 山田支所【取次】 ・ 出張所【取次】 ・ 市民 SC【取次】 	
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得状況届の提出が必要 □ 対象者及び世帯員のマイナンバーが確認できるもの 		—	
お子様がいる方				
<input type="checkbox"/> 子ども医療証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者の姓が変更になる場合、手続きが必要 ・ 保護者が変更になる場合、手続きが必要 ・ 健康保険が変更になる場合、手続きが必要 ※新しい被保険者証ができてから手続 <input type="checkbox"/> 子ども医療証 <input type="checkbox"/> 変更後の健康保険被保険者証	こども家庭課 6階 26 番窓口 ☎ 839-2353	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センター ・ 支所（山田を除く） ・ 山田支所【取次】 ・ 出張所【取次】 ・ 市民 SC【取次】 	
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳の年度末までの子どもを扶養しているひとり親の場合、手続きが必要 ・ 重度の障がいがある父又は母のいる家庭も対象 ・ 子どもに障がいがある場合や資格要件等はお問い合わせください。 □ 親と子どもの健康保険被保険者証、戸籍謄本など ※詳細はお問い合わせください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センター ・ 支所（山田を除く） 	
<input type="checkbox"/> 児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者が変更になる場合、認定・消滅手続きが必要 ・ 受給者に変更がない場合も、配偶者情報の削除手続きが必要 ・ 登録口座に変更がある場合、手続きが必要 ・ 公務員の方は勤務先へ届出 □ 請求者の健康保険被保険者証（厚生年金加入の場合） □ 請求者の預金通帳又はキャッシュカードなど ※詳細はお問い合わせください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センター ・ 支所 ・ 出張所 ・ 市民 SC 	
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当、特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当（ひとり親に限らず、重度の障がいがある父又は母のいる家庭など）、特別児童扶養手当（20歳未満の障がいをお持ちの子どもがいる家庭）の受給資格要件に該当する場合は、手続きが必要 ・ 受給者が変更になる場合、手続きが必要 □ 請求者の預金通帳 □ 親と子どもの戸籍謄本 など ※詳細はお問い合わせください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センター ・ 支所（山田を除く） 	
<input type="checkbox"/> 保育施設等の入所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、認定こども園等の入所相談 ・ 世帯状況の変更手続きが必要になる場合があります。 		こども園運営課 6階 25 番窓口 ☎ 839-2358	—
<input type="checkbox"/> 就学援助相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学生のいる方で経済的な事情がある場合は、ご相談ください。 	学校教育課 10階 ☎ 839-2616	—	
その他				
<input type="checkbox"/> 市税の口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ・ □座名義人が変更になる場合、手続きが必要 □ 預金通帳 □ 銀行届出印 	納税課 2階 17 番窓口 ☎ 839-2222	—	
<input type="checkbox"/> 市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居、同居、退去する場合、手続きが必要 	市営住宅管理センター 7階 ☎ 802-3660 市営住宅課 7階 ☎ 839-2541		
<input type="checkbox"/> 戸籍相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ お子様の姓の変更など、戸籍に関する相談 毎月第3火曜日 9～16時 	市民相談コーナー 1階 ☎ 839-2111		

市役所以外での主な住所変更等の手続

※詳細は、お問合せ先で確認してください。

項目	お問合せ先
<input type="checkbox"/> 子ども姓の変更申立	・高松家庭裁判所 ☎ 087-851-1942
<input type="checkbox"/> 厚生年金	・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ・高松西年金事務所 ☎ 087-822-2840 ・高松東年金事務所 ☎ 087-861-3866
<input type="checkbox"/> 健康保険（国保、後期高齢以外）	勤務先
<input type="checkbox"/> 運転免許証	・香川県運転免許センター ☎ 087-833-0110 ・最寄りの警察署
<input type="checkbox"/> 生命保険等	加入の生命保険会社等
<input type="checkbox"/> 預貯金口座等	各金融機関
<input type="checkbox"/> 普通自動車 二輪車（126cc～）	・四国運輸局香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075 ・香川県県税事務所自動車税課 ☎ 087-806-0314
<input type="checkbox"/> 軽自動車	軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122
<input type="checkbox"/> 難病患者	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3272
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3260
<input type="checkbox"/> 県営住宅	香川県住宅課 ☎ 087-832-3587
<input type="checkbox"/> 国債（戦没者弔慰金）	償還金支払い場所又は証券保管証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/> NHK受信料	☎ 0120-151515（フリーダイヤル）
<input type="checkbox"/> クレジットカード	各契約会社
<input type="checkbox"/> 携帯電話、固定電話	各契約会社
<input type="checkbox"/> インターネット、電気、ガス、 ケーブルテレビ	各契約会社
<input type="checkbox"/> 水道	香川県広域水道企業団 お客さまセンター（防災合同庁舎1階） ☎ 087-839-2731（お電話で手続きができます。）
<input type="checkbox"/> 郵便物の転送	最寄りの郵便局

◆ 離婚届出 ◆

● 裁判離婚の場合の必要書類

- ・調停離婚のとき → 調停調書の謄本
- ・審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
- ・和解離婚のとき → 和解調書の謄本
- ・認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
- ・判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

● 婚姻中の姓を称する場合

離婚後に婚姻前の姓にもどらず、婚姻中の姓を称する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。詳しくは、窓口でお問い合わせください。

● 離婚届と同時の住所変更

離婚届と同時に住所変更をされる方は、住民異動届も提出してください。なお、休日・夜間窓口（守衛室）では、住所変更等の受付ができませんので、後日、市役所開庁時間内に手続をしてください。

● 離婚届書記入例

ホームページまたは窓口でご覧になれます。

【届出窓口・受付時間】

- ・高松市役所 1階3番窓口……平日 8:30～17:00
1階守衛室……平日 17:00～翌日 8:30
土・日・祝日及び年末年始の休日 24時間
- ・各総合センター・支所・出張所…平日 8:30～17:00